

(8) 保護者の相談

保護者が気軽に学校へ相談に来ることができる雰囲気づくりとともに、教育相談に係る保護者への周知も極めて大切です。

学校から積極的に保護者に対して情報提供をしなければ、十分な周知はできません。例えば、年度当初のPTA総会や授業参観等で、以下のような文書をスクールカウンセラーや教育相談担当より配布します。

< 周知文書例 >

平成 年 月 日
保護者の皆様へ
スクールカウンセリングのご案内
<p>お子様のご入学・ご進級おめでとうございます。 新年度にあたり、スクールカウンセリングの利用方法などをお知らせします</p>
<p>スクールカウンセリングとは？ < 略 ></p>
<p>スクールカウンセリングは子どもたちに限ったものではありません。上記のように保護者の皆様自身が悩みや不安を抱えた時にも利用していただけます。 カウンセリングでお話された内容は責任をもって秘密厳守し、一切口外いたしませんので、どうか安心してご相談ください。また、費用も無料です。 カウンセリングを受けるには</p>
<p>スクールカウンセリングは、火曜日に行っています。(昨年度までの木曜日から変更) 場所は学校のルーム(カウンセリング専用の部屋)です。 予約制で、相談日と、相談者お一人につき30分～50分の相談時間をあらかじめ決めて 1対1でお話しいたします。 相談内容により、毎週や隔週で継続のカウンセリングも可能です。 予約方法は、担任の先生、または教育相談担当の先生まで「カウンセリング希望」とご連絡いただき、ご希望の日時を決定してください(この時点で相談内容について詳しくご説明いただく必要はありません)。</p>
<p>たとえば、こんなことはありませんか？</p>
<p>[子どもの場合] 気持ちが不安定(すぐに泣いたり、怒ったりする)。 病気ではないが、体の調子が良くない(発熱、下痢、嘔吐などがみられる)。 学校に行きたがらない。学校に行くことができない。 クラスや友達にとけ込めない。</p>
<p>[保護者の場合] 自分の気持ちが不安定(イライラしたり、落ち込んだり、悲しくなったりする)。 子どもが悩んだり、困っているが、どのように支えたらよいかわからない。 子どもとうまく接することができない(面倒だったり、怒ったりしてしまう)。 子どもが不登校になった。または不登校傾向がみられる。 子どもの行動に落ち着きがなく、ジッと座ったり、ひとつの事に集中したりできない(物や行動など何かに過剰なこだわりを示す。場の空気を読むことが苦手である)。 子どもの言葉の発音が不明瞭、わかりやすく話しても意味を理解しづらく会話が十分にできない。くり返し勉強を教えても忘れてしまい、どうしても学習が身に付かないなどがある。</p>
<p>上記の他にも、悩みは様々にあります。カウンセリングには即時効果はありませんが、ゆっくりとあせらずに悩みと向き合う力を取り戻していただきたいと思います。 どうぞ、お気軽にカウンセリングにいらしてください。</p>

< 岐阜県の相談窓口紹介リーフレット例 >

小学生、中学生、高校生、保護者の皆様へ

県内電話相談窓口一覧

■岐阜県「いじめ相談24」(夜間・休日・祝日含む24時間体制)
0120-740-070
 (フリーダイヤルで無料です。携帯電話からもO.K.)

いじめ相談24

24時間、いじめの悩みが相談相手と受け付けます。

☎ 0120-740-070 (フリーダイヤル)

☎ 0670-078310 (岐阜県内)

あなたの味方です
一緒に悩みましょう。秘密は守ります

☎ 0120-745-070 (フリーダイヤル)

☎ 0120-743-070 (フリーダイヤル)



悩んでいないで、
電話してね!

※小学生、中学生、高校生の皆さんには、こんなカードが配られています。

■全国統一「24時間いじめ相談ダイヤル」(24時間体制)
0570-078310 (なやみいおう)

■「教育相談ほほえみダイヤル」(相談時間) 平日 8:30~17:15
0120-745-070
 (フリーダイヤルで無料ですが、携帯電話からはつながりません)
 ※携帯電話からの場合、次の番号でつながります。(ただし、通話料がかかります。)

岐阜 (058) 263-9392	西濃 (0584) 73-1914
美濃 (0575) 33-4035	可茂 (0574) 25-4944
東濃 (0572) 26-1402	飛騨 (0577) 33-4494

いじめや不登校、学校生活全般についてはこちら

- ・「いじめにあっている」「クラスにいじめがある」
- ・「学校へ行こうと思っても、元気が出ない」
- ・「友達のこと悩んでいます」 など
- ・(学習のこと、進路のこと、親子関係のこと など)

・「授業中、じっとしていられない」 など
障がいに関する相談はこちら



面接相談も可能です。
問い合わせてください。

発達支援センター「のぞみ」や各特別支援学校などで受け付けています。
 (平成23年度まで、障がい児電話相談「かがやきダイヤル」で受け付けていた相談は、平成24年度から上記で受け付けることになりました。)

- ・障がいに関する相談
 「授業中、じっとしていられない」「友だちとうまくかかわることができない」等

【岐阜県教育委員会学校支援課 生徒指導担当・教育相談担当】

(9) 専門家との連携

不登校だけでなく、いじめや暴力行為等の生徒指導上の問題への対応に当たっても、スクールカウンセラー及びスクール相談員との連携は大切です。児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有する者として、教育相談のよきパートナーとしてスクールカウンセラー等を活用し、学校の教育相談体制をより機能させることが重要です。

【スクールカウンセラーが効果的に活用されている例】

(スクールカウンセラー配置C中学校の報告から)

教育相談委員会の定期的な開催

教育相談委員会(いじめ・不登校対策委員会)で教育相談主任や各学年教育相談担当、養護教諭が現状を報告し、指導の方向を確認する。必要に応じてケース会議に変わる。

教育相談委員会の運営

- ・原則月1回第4木曜日に開催する。スクールカウンセラー・町支援員も参加して、情報の共有化と今後の支援の在り方についてアドバイスを受ける。
- ・現状報告は毎週の主任会や打合せで行い、教育相談委員会では指導の方針や方向を確認したり、不登校生徒への具体的な手立て等を考える場とする。

スクールカウンセラーの実際の動き

通常のカウンセリング等の他に教育相談委員会(ケース会議)へのスクールカウンセラーの参加 = 7回

スクールカウンセラーによる教職員を対象とした研修の実施 = 5回

- ・校内研修会での研修
- ・校区保小中連携推進会議での研修
- ・町内不登校対策研究委員会での研修

スクールカウンセラーによる保護者等を対象にした研修や講演会 = 1回

スクールカウンセラーが機能し、成果のあった事例

生徒の状況(3年男子)

(前略)気分の変動が大きく、落ち込みやすい。また、「0」か「100」かという判断をする傾向が強く、融通が利かない。特有のこだわりやパターンがあり、人間関係づくりは苦手である。

指導の方策

- ・スクールカウンセラーによる専門的な分析や支援の見通しのもと、学年部・指導部が連携した支援を行う。
- ・生徒に対する保護者・学校・スクールカウンセラーの対応の具体策を明確にし、役割を分担する。

指導の経過

月	生徒の実態	保護者の対応	教職員の対応	SC等の支援
4月	・進路決定に向け、前向きな気持ちで相談室登校ができる。	・3年生になったことで、進路決定に向け、何かの変化を期待される。	・新しいメンバーとの人間関係づくりに配慮する。	・本人や保護者に関する情報を整理し、支援の方針を決める。
5月	・新しい相談室担当やメンバーを受入れ安定した学校生活が送れる。 ・登校のペースが安定する。	・相談室担当を中心に母親と定期的に連絡を取り合い、保護者と学校との連携がより密になる。	・相談室担当や支援員による学習支援を充実する。	・相談室での支援の仕方について助言するとともに直接生徒とのカウンセリングを定期的実施する。
8月	・進路希望の学校の見学に行く。 ・デイキャンプに参加する。	・進路選択に関わる相談を行う。	・夏休みデイキャンプ実施に向けた支援を行う。	・発達障がいに関する職員研修を実施する。
9月	・体育大会への自分なりの参加の方法を考えて、用具の準備や片付けの仕事をを行う。	・学年主任と教育相談担当を中心に、特に進路選択について相談を受け、話し合う。	・相談室での活動の工夫をする。 ・休み時間に仲の良い友達との交流の時間を設定する。	・「時間・場所・ペース」を本人に決めさせ、職員の対応の仕方について助言する。
11月	・1日学校で過ごす回数が増加する。 ・学習意欲が低下し、集中して学習に取り組めない姿が増加する。	・学年主任、担任と進路選択について相談する。	・「0」か「100」という判断をする特徴等を具体的な姿で知らせ、本人の特徴についてさらに共通理解をする。	・職員の支援体制(支援員・担任・教育相談担当等の関わり方)の評価・修正について助言する。
12月	・希望する高校を受験し、合格する。	・今後の中学校生活に次年度以降の支援の在り方について相談する。	・担任、学年主任、教育相談担当、支援員の役割を明確にして接する。	・本人への声かけと、定期的な本人と母親へのカウンセリングをする。
1月	・進学先で頑張ることもはっきりしているが、学習意欲が高まらない。	・担任、学年主任、相談室担当を中心に母親との情報交流をする。	・本人の特徴を共通理解し、卒業へ向け指導の方向を明確にする。	・本人の観察とともに学校、家庭での支援の仕方について助言する。
2月	・休み時間に相談室に訪れる仲間と談笑できる。 ・表情が和らぎ、職員への対応にもぎこちなさを感じなくなってきた。	・卒業式の参加の仕方について本人に合わせた支援の在り方について、理解する。	・中学校生活3年間を振り返り、今後の生活づくりについて希望をもつ。	・通常の学校生活に戻していくための仲間関係の再構築の仕方について助言する。

指導の成果

- ・スクールカウンセラーの助言により支援の基本方針を「時間・場所・ペース」「自己理解」においたことで本人の特性に応じた支援ができた。その結果、本人のペースで学校復帰ができ、安定した生活を送ることができた。

(10) 相談窓口

いじめの問題の早期発見、早期対応には、校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談体制の整備がなされているとともに、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制であることが重要です。また、教育センター、人権相談所、子ども相談センター等学校以外の相談窓口について、児童生徒や保護者に周知や広報の徹底が行われていることも必要です。

【相談窓口一覧】

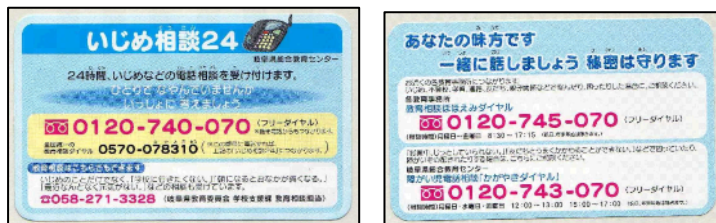
分野	名称	相談電話番号	受付時間
いじめに関する相談	いじめ相談 24 (岐阜県教育委員会)	0120-740-070	年中無休 全24時間
学校教育全般に関する相談	教育相談ほほえみダイヤル (各地区教育事務所)	0120-745-070	平日 8:30~17:15
障がいに関する相談	障がい児電話相談 「かがやきダイヤル」 (岐阜県教育委員会)	平成23年度までの左記の電話相談は、平成24年度から、発達支援センター「のぞみ」や各特別支援学校などで受け付けます。	
非行やいじめ、犯罪被害などに関する相談	ヤングテレホンコーナー (岐阜県警察本部 少年センター)	0120-783-800	平日 8:30~17:15
	各地区少年センター (各地区警察署)	0120-783-802	
子育て・養育上の悩みや虐待など児童の福祉に関する相談	子ども・家庭110番 (中央子ども相談センター)	0120-76-1152	平日 8:45~21:00 土曜日 8:45~17:00
青少年の悩み相談	岐阜県青少年 SOSセンター	0120-247-505	年中無休 全24時間
子どもの人権問題に関する相談	子どもの人権110番 (岐阜地方法務局)	0120-007-110	平日 8:30~17:15

全校児童生徒に対しては、集会や放送等を利用し、いじめに関わる悩みを抱えている場合は、一番話しやすい職員、保護者や友人、いじめ相談ダイヤル等に必ず相談してほしい旨を必要に応じて適切に伝える。

教育相談窓口については、児童生徒はもちろんのこと保護者に対しても年度当初だけではなく、長期休業の前等、年に複数回配布するとよい。

岐阜県教育委員会では、電話相談広報カード及び電話相談窓口紹介文書を作成し、県内の公立小・中学校へ配布しています。

電話相談広報カード（平成19年度に全学年に配布し、以後該当学年を決めて配付。）



電話相談窓口紹介文書

児童生徒及び保護者の皆様へ ◆◆電話相談窓口紹介◆◆

電話相談を利用してみませんか？

岐阜県教育委員会

岐阜県教育委員会では、以下の電話相談窓口を開設しています。

岐阜県総合教育センター（学校支援課）

「いじめ相談24」（夜間・休日・祝日を含めた24時間体制）

0120-740-070（フリーダイヤルですので無料です）

☆携帯電話からでもつながります。

0570-078310（全国統一の教育相談ダイヤル）

- ・いじめに関する相談 「いじめにあっている」「クラスでいじめられている」等
- ・学校教育全般に関する相談 不登校、学習、進路、友だち、親子関係等

各教育事務所

「教育相談ほほえみダイヤル」（相談時間）月曜日～金曜日 8：30～17：15

0120-745-070（フリーダイヤルですので無料です）

- ・学校教育全般に関する相談
- いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係等の相談

☆県内どこからでも、最寄りの教育事務所に電話が繋がります。

地域カウンセラーが対応し、面接相談（学校へ出向いての相談を含む）も実施しています。

☆携帯電話からの場合、次の番号でつながります。（ただし、通話料がかかります。）

岐阜（058）263-9392	西濃（0584）73-1914
美濃（0575）33-4035	可茂（0574）25-4944
東濃（0572）26-1402	飛騨（0577）33-4494

岐阜県総合教育センター（特別支援教育課）

障がい児電話相談「かがやきダイヤル」

上記の電話相談は、平成24年度から、県内の各発達支援センターで受け付けます。

- ・障がいに関する相談 「授業中、じっとしてられない」「友だちとうまくかかわることができない」等

- お気軽にご相談ください。秘密は守ります。
- 匿名での相談が原則です。電話相談の専門員が対応し、秘密は固く守ります。
- 相談の対象は、小学生から高校生までの児童生徒とその保護者等です。
- 面接相談の問い合わせもできます。

ひとりで悩んでいませんか だれかに話してみませんか

問い合わせ先	岐阜県教育委員会 学校支援課 教育相談担当
電話番号	058-271-3328

(11) 個人情報の取扱い

児童生徒の問題行動や教育相談等に関わる指導・援助の記録を残し、その記録を次年度に確実に引き継いでいくことが大切です。

しかし、その記録の利用・管理は慎重かつ適切に行わなければなりません。

学校では様々な個人情報を取り扱います。高度情報通信ネットワーク社会を迎えて、個人情報保護の重要性はますます高まっているので、個人情報の有用性にも配慮しつつ、しっかりと個人情報を保護することが必要となります。

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」には、「その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」ことが定められています(第7条)。同趣旨の規定については、多くの地方公共団体も同旨の条例を有しています。この場合、公務員法上の守秘義務規定とは異なり、職務上知り得た秘密である必要ではなく、およそ「その業務に関して知り得た個人情報」が対象となっており、公務員の義務は守秘義務よりも拡張されていることに注意する必要があります。この義務の違反に対しては懲戒処分がなされることとなります。

(「生徒指導提要」P136から引用)

児童生徒の問題行動や教育相談等に関わる指導・援助の記録は、個人情報の対象ですが、進級・進学してもそれらの情報に基づいた継続的な指導・援助等が行えるようにするために、その情報を小学校から中学校に伝えることは、上記第7条に抵触するものではありません。

例えば、次のようないじめの問題が起こることがあります。

小5の時にA女からひどくいじめられた経験があるB女は、中学校に入学して再びA女と同じクラスになった。ある日の自習時間中、関係のない本を読んでいたA女を周りの何人かが注意したが、A女は素直に注意を聞かなかった。その様子を見ていたB女は、クラスの何人かの女子を誘ってA女を無視したり悪口を言ったりするようになった。

小学校時代にいじめの加害・被害の関係にあった児童が中学校に進級し、同じクラスになったときに再びいじめの加害・被害、あるいは立場が逆転して被害・加害の間柄になる事例はどの中学校でも起こり得えます。小学校から事前に具体的な情報が伝わっていれば、新たないじめを未然に防ぐ手立てを考えることができます。

授業中に他事をしたり落ち着かなかったりするC男に苛立つようになったD男は、前の席のC男の椅子を蹴ったり、自分の机をC男の椅子に押しつけて座る場所をわざと狭くしたりするなど、嫌がらせをするようになった。さらにD男は、休み時間に他の男児を誘ってC男の悪口を言ったり、故意にぶつかったりするようになった。

通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒が、周囲の理解不足からいじめられる事例も見られます。児童生徒の特性を把握し、個別の教育支援計画等を作成し、その記録を次年度に引き継いでいくことにより、本人への継続的な支援はもとより、他の児童生徒への指導についても事前に考えて対応することができるので、新たないじめを未然に防止することができます。

このように、いじめの問題に関わる情報については、個人情報保護の立場から、次のように記録を整理し、次年度に引き継いでいくことが大切です。

当該年度の事案について、関係児童生徒名・いじめの概要・指導者名・指導内容・その後の経過等について克明な記録を残す。(1)

年度替わりにおいては先ほどの記録を基にして、生徒指導主事・学年主任・学級担任等が同席して綿密な引継を行う。特に、小・中あるいは中・高の校種をまたぐ引継にあっては、記録の写しや個人カード等を用いるなどして確実かつ正確に情報が共有されるよう配慮する必要がある。(2)また、特別支援対象児童生徒の個別の教育支援計画等の情報を共有することも必要である。

- 1 D中学校では日頃から「報告メモ」の様式を学校で統一して使用している。このことにより、次のような報告がある。
 - ・すべての職員が、「5W1H」を意識して事実を正確に把握し迅速に報告するようになった。
 - ・報告メモを共有することで次への対応構想が迅速かつ明確に示され、チームとしての動きが取りやすくなった
- 2 E市では毎年2月中旬に「市小中不登校問題対策協議会」を開催し、市内の教育相談担当者が中学校区ごとに情報交換する場を設定している。そこでは、小学校教育相談担当者から「いじめがきっかけと考えられる不登校(傾向)」について、中学校教育相談担当への情報提供が確実になされている。

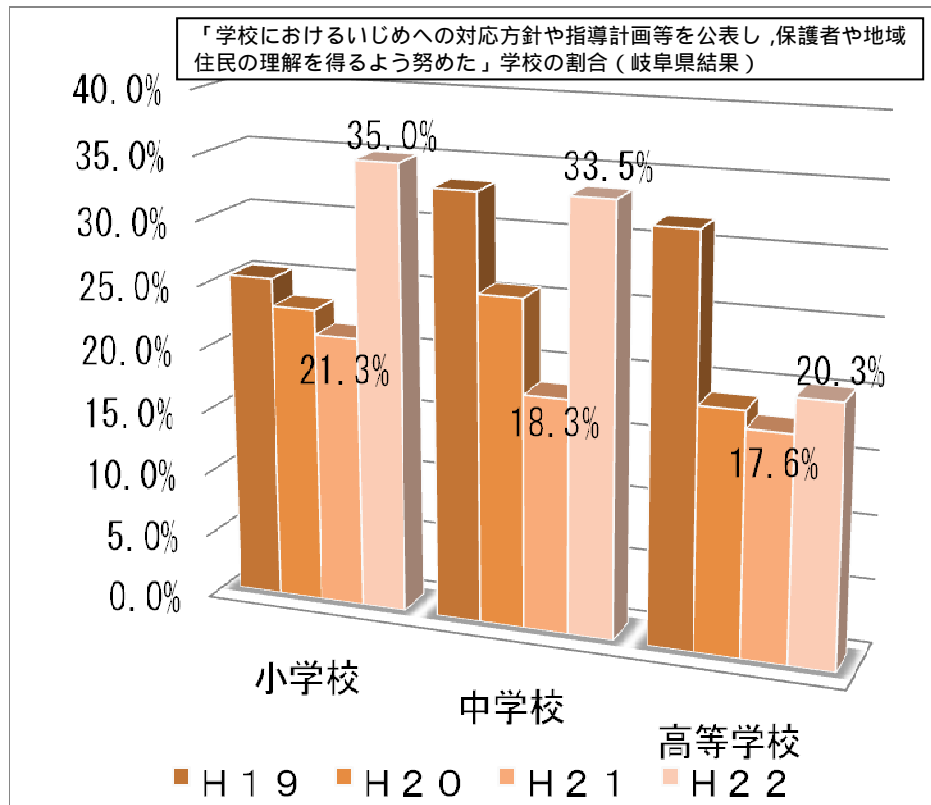


4 家庭・地域との連携について

(1) いじめに対する対応方針の保護者等への説明

いじめの解決に向けては、学校を中心として家庭や地域との連携・協力のもと、解決を目指していくことが重要であり、特に保護者との連携は欠かせません。平成22年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)結果によると、「いじめの発見のきっかけ」は、「学校の教職員が発見」が40.1%であるのに対し、「学校の教職員以外からの情報により発見」は59.9%となっています。また、後者では、「本人からの訴え」と「保護者からの訴え」を合わせると49.4%となり、そのほとんどが本人もしくはその保護者からの情報であることとなります。

同調査結果によれば、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の内訳(学校総数に対する割合)において、「学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた」学校の割合は以下のとおりです。



いじめが深刻化・複雑化しているとは一概には言えませんが、保護者も巻き込んでトラブルになり、解決に至るまでに長時間を要する事案も少なくありません。こうした中であって、学校はいじめの問題に対する対応方針や指導計画等について保護者や地域住民に説明し、理解を得るとともに、PTAの会合や地域の関係団体等との協議、関係機関等との連携などの様々な機会を活用して、いじめに対する学校の姿勢や指導体制について周知を図っていくことが大切です。

実践事例 ～ P T A 総会での取組～

校長が P T A 総会で宣言

F 中学校では、4 月の P T A 総会の折に、校長が「学校は、いじめは人間として絶対に許されるものではない最大の人権侵害であると捉えていること」「いじめが発見された場合、学校は教職員が集団でその指導に当たること」「困ったり悩んだりしている児童生徒は教職員が集団で守り切ること」を、コンピュータを活用したプレゼンテーションで分かりやすく保護者に話した。それを受け、生徒指導主事が困ったり悩んだりしたときの相談先を複数記した教育相談プリントを保護者に配付し、子育てに関わるどんな悩みでも気軽に相談するよう呼びかけを行った。

考察

この事例のよさは、単にいじめ対応の説明に留まるのではなく、先生方が一丸となってわが子を守ってくれるという安心感と期待感を最初に保護者に抱かせている点である。それがその後の生徒指導主事の相談窓口紹介を通して、具体的な連携を実現させていくのである。

なお、F 中学校は P T A 総会での説明内容及び学校の相談窓口を自校の H P に掲載するとともに、地域の会合等で校長が説明と協力依頼を行った。

実践事例 ～ P T A 学級懇談会での取組～

P T A と同一歩調で

G 小学校では、P T A 学級懇談会で「家庭用いじめチェックリスト」（右表）を使い、現在のいじめの態様や家庭での発見のポイントを説明・啓発した。そして、保護者の観察・情報提供を依頼した。いじめ問題に具体的にどう取り組んだらよいのか不安に感じていた保護者にとって、非常に好評であったとの声が寄せられた。

1	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れが見られることがある。	
2	理由のはっきりしないあざやけが（殴られた跡）がある。	
3	持ち物（学用品や所持品）がなくなったり、壊されたりしている。	
4	家族との会話が減ったり、学校の話題を意図的に避けたりする。	
5	ささいなことで怒ったり、家裏こ八つ当たりしたりすることが多くなった。	
6	登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。	
7	家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。	
8	友達や学級の不平・不満を口にするが多くなった。	
9	これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。	
10	友達からの電話に出たがらなかつたり、遊びの誘いを断ったりする。	

留意点

この事例は、一つ間違ふといたずらに保護者の不安や不信を煽ることにもなりかねない。したがって、「いじめを親も理解する」や「いじめをさせない・許さない」など事前に学級 P T A の研修テーマを設定したり、全 P T A を対象にした校長の事前説明を行ったりして全学級が同一歩調で向かうなどの配慮が必要になる。

(2) 家庭との密接な連携・協力

教師の熱意が家庭をよい方向へと動かすことは言うまでもありません。いじめが発生した場合、また、その予防のために、学校は各家庭に対して、いじめの問題のもつ重大さと家庭における教育の重要性を再認識し、子どもの生活態度を見直してもらうなどいじめの根絶に向けた具体的な取組がなされるよう働きかけ、家庭との緊密な連携・協力を図る必要があります。

学校の教育方針等について、根気強く説明し理解を得る。

学級・学年・学校(PTA)通信、家庭訪問、学級・学年懇談会を通して、学校の教育方針等について具体的かつ正確に伝え、いじめの問題など重大なものについては、時間をかけるなどして深い理解と協力を得る。

家庭教育の在り方について、粘り強く協力を求める。

子どもに関する悩みなどを担任や話しやすい先生に相談できる雰囲気や態勢をつくるとともに、家庭教育の在り方について具体的に指導・援助する。

児童生徒の家庭をフォローする。

いじめられた側の児童生徒の保護者との連絡を絶やさないようにすることが必要である。家庭から子どもを送り出す保護者の心配は大きいものである。そうした気持ちを察し、指導・援助の現状や今後の方向と見通しを伝え、理解と協力を得ることが大切である。そのことが保護者の信頼につながり、指導・援助が思うように進まないときでも、長い目で見守ってもらえる関係が成立する。

また、学校と家庭の連携・協力においては、次のような点にも留意する必要があります。

- ・ 解決のために学校ですること、家庭でできることをはっきりさせるようにする。
- ・ 親同士の話し合う場をつくる。
- ・ 悩みや訴えは、誠意をもって受け止める。
- ・ 家庭のプライバシーは絶対に守る。
- ・ 保護者の心情を理解するよう心がけ、指導・援助の進捗状況を常に伝えて不安を少しでも拭えるようにする。

「いじめ問題に関する取組事例集」(平成19年2月文部科学省)には、家庭と密接に連携を図る具体的な取組事例が示されており、参考になります。

保健室より『心について考える』と題した文書を配付し、いじめられている、いじめている児童生徒に対しての現状打破を呼びかけるとともに、保護者に対して「いじめを見つけるサイン」を示し、家庭での協力を要請する。同時に生徒指導部からは文書で、いじめに対する学校の考え方・指導方針を示し、『緊急アンケート』と称して、生徒及び保護者から「いじめ被害」の有無・内容・相談相手、いじめに対する考えを調査するもの。

いじめの早期発見、子どもの些細な変化の早期発見と早期対応のために、保護者に、今一度、我が子を見てもらう機会とするアンケートを実施する。

封筒に協力依頼文書とチェックカードを入れ、担任が全児童生徒に渡し、後日、回収する。担任は、回収したチェックカードをもとに子どもや保護者と相談する等、子どものケアを早期に適切に行うもの。取組の頻度は毎学期1回程度。

【保護者アンケート例】

学校では、以下の【学校で】1～17の項目について観察し、気になることがありましたら、その都度指導、連絡させていただきます。ご家庭では、【家庭で】1～16の項目について観察チェックして学校へ提出してください。（略）

【学校で】

- 1 遅刻、早退や欠席が目立ってくる。
- 2 学習意欲がなくなり、成績が低下してくる。
- 3 授業中うつむいていることが多く、発言しなくなる。
- 4 机、教科書、ノートなどに落書きをされる。
- 5 教科書、ノートなどが隠されたり、なくなったりする。
- 6 発表するとやじられたり、笑われたりする。
- 7 グループ分けで、なかなか所属が決まらない。
- 8 ゲーム中にパスがわたらない。ボールを拾いにやらされる。
- 9 作品を製作中に用具がなくなったり、作品を壊されたりする。
- 10 休み時間に呼び出されたり、授業に遅れたりする。
- 11 頭痛、腹痛などを訴え、保健室へひんぱんに行く。
- 12 用事がないのに職員室へ来たり、職員室の近くをうろろうしたりする。
- 13 靴、かばん等の持ち物を隠されたり、いたずらされたりする。
- 14 掲示物（書写や絵画等の作品）にいたずらされる。
- 15 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。
- 16 遊びの中でいつも同じことをやらされる。（かくれんぼの鬼など）
- 17 一人で掃除や後片づけをしていることが多い。

【家庭で】

- 1 持ち物を頻繁になくしてくる。
- 2 押しつけられたと思われる物を持っている。
- 3 家族にたびたびお金を要求したり、金品を持ち出したりすることがある。
- 4 あざがあったり、すり傷をつけてきたりする。
- 5 家族のささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。
- 6 ひんぱんに電話がかかってくる。
- 7 学校から帰ってきても、外出しないようになる。
- 8 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- 9 家族との接触をさげ、何か隠しているような気配が感じられる。
- 10 登校をしぶるようなことがある。
- 11 元気がなくなり、顔色がすぐれなくなる。
- 12 衣服に汚れや破れが見られる。
- 13 靴、かばん等の持ち物を隠されたり、いたずらされたりする。
- 14 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。
- 15 遊びの中でいつも同じことをやらされる。（かくれんぼの鬼など）
- 16 仲間に入れず、一人でぼつんと過ごすことが多い。

番号に（目だつ）（気になる）をつけて、「いじめ」の前兆を見逃さないようにしましょう。

(3) いじめ発生時の家庭との連携

いじめが発見された場合は、「(2) 家庭との密接な連携協力」に述べたように、学校は各家庭に対していじめ問題のもつ重大さと家庭における教育の重要性を再認識し、子どもの生活態度を見直してもらうなど、いじめの根絶に向けた取組が具体的になされるよう家庭との緊密な連携・協力を図る必要があります。

ここでは、いじめの解決を目指した家庭（保護者）との連携上のポイントについて述べます。

誠意ある初期対応

元気のないわが子の様子が気になった母親が理由を尋ねると、学校でみんなから仲間はずれにされていると訴えた。驚いた母親はすぐに担任に電話して我が子の訴えを伝えた。しかし、担任からは、「そんなふうには見えませんでしたよ。　さんがそう思い込んでいるだけかもしれないから、お母さんがもう少し話を聞いてみてください。」と言われた。母親は唖然とした。

いじめられた子どもの保護者は、思い悩んだ末に相談してくることが多くなります。したがって、初期対応において担任はその思いや願いを真摯に受け止め、誠実に対応することが求められます。これは、いじめた子どもの保護者に対しても同じです。

ポイント

保護者から電話でいじめの訴えを受けた場合は、家庭訪問をしたり来校を求めたりして直接話を聞く機会を早急にもつ。

保護者との面談では、複数の教員で行う。このとき、保護者の思いや願いを共感的に受け止め、丁寧に話を聞く。また、学校としていじめられている（と感じている）子どもを徹底して守り抜くという誠意ある姿勢を示す。

学校が把握しているいじめの実態や経緯など包み隠さず保護者に伝え、解決のために共同しようとする合意を形成する。

適切な説明

「最近、我が子の持ち物がよく隠される。」という保護者からの相談を受けた担任は、すぐ学級全体に指導し経過を観察した。しかし、その後も同様の被害が起こったことから、保護者から「学校は何もやってくれない。」「どんな対応を学校はとったのか。」など強い抗議が寄せられた。

いじめられている子どもの保護者は、一刻も早い解決を願っています。相談後の様子が気になる半面、保護者には学校に対応を任せているという思いがあり、学校に問い合わせることをためらっている状況が必ずあります。そ

うした中で、学校からの連絡や説明が滞ると保護者は不安感を募らせ、やがて担任不信・学校批判へとつながることになりがちです。

学校においては、保護者の心情に配慮した適切な説明が必要です。

ポイント

いじめの情報を入手したら、教職員間の連携を図り正確な情報収集を行う。

いじめの解決に向けて学校の対応方針を具体的に示し、保護者の理解を得る。

家庭訪問や個別の面談を随時行うことは、保護者の不安感を軽減するとともに学校の誠意を示すことになる。学校の対応状況について丁寧に説明して理解を得、学校や家庭での子どもの様子についての情報交流に努める。

組織的・継続的な対応

子どもから、「友だちにいやなことを言われる。」といういじめ相談を受けた担任は、すぐにいじめた子呼んで指導した。担任はいじめは解決したものと思い、保護者や管理職に報告・連絡しなかった。しかし、その後も担任の見えないところで陰湿ないじめが続き、保護者から管理職に学校のいじめ対応についての問い合わせがあった。

いじめた子どもを説諭するという指導だけで、いじめが解決したと判断することは危険です。保護者は学校の誠意ある対応や組織としての対応を望んでおり、事例のような対応は教師や学校に対する保護者の不信感や不満を招くこととなります。いじめの根絶にあたっては、いじめられた子どもの思いや願いに配慮し、教師間の連携を中心とした組織的・継続的な関わりが必要です。

ポイント

学校独自のいじめに関する「危機管理マニュアル」や本書を活用し、具体的な対応の方法について全教職員が共通理解し、連携及びスムーズな対応が図れるようにしておく。

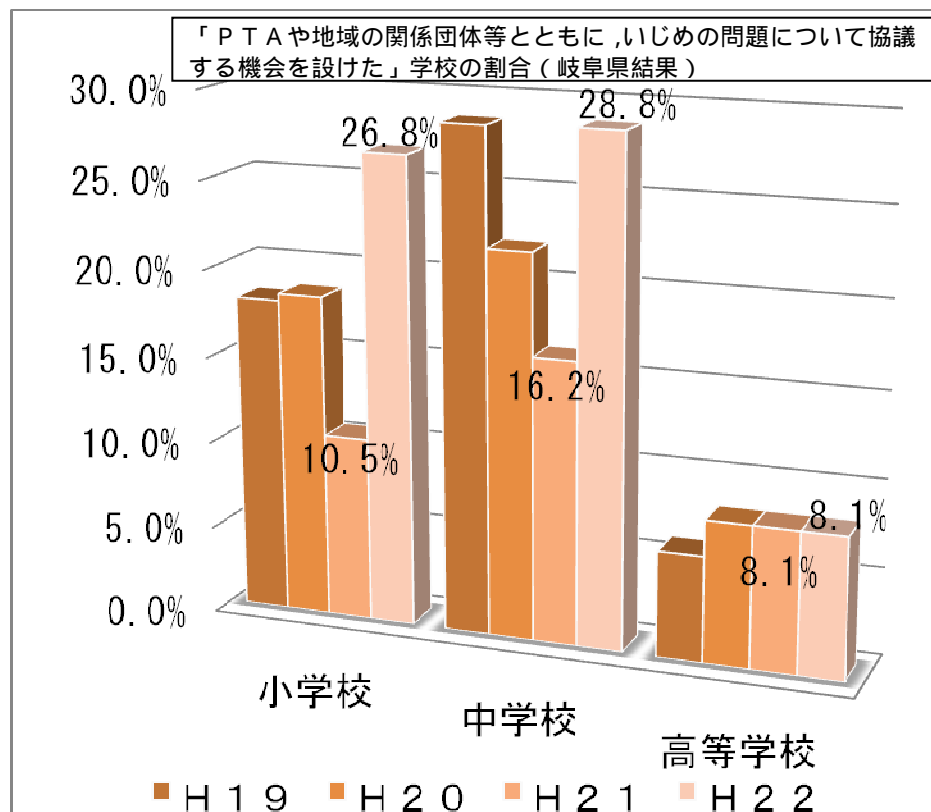
担任一人が抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと、学校全体の協力体制を整え、組織的にその解決にあたる。組織としての対応は、保護者に大きな安心感と信頼感を与えることになる。また、いじめの状況によっては、学校内だけでなく関係機関との連携も視野に入れた対応をする。

日頃から保護者と連絡を取り合い、保護者が継続的に相談しやすい環境づくりに努める。



(4) 学校のみで解決することに固執せず、地域ぐるみの対策を進める

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)結果によると「PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた」学校の割合は以下のように推移しています。



平成22年度に、割合が大きく増加したことは一目瞭然です。そして、平成22年度のいじめの認知件数は減少しています。これらの結果からみても、PTAや地域の関係団体、関係機関等との協議会などによる連携はいじめの未然防止に効果的に働くことが伺えます。

平成18年度、いじめが全国的な社会問題となる中、残念ながら岐阜県においても尊い生命を失う痛ましい事案が発生しました。「痛ましく、悲しい出来事を二度と繰り返してはならない!」という決意のもと、翌年より「すべての大人でいじめをなくす」ことを目標として、岐阜県生徒指導推進会議が主催して「子どもを地域で守り育てる県民運動」が始まりました。以来、子どもたちに関わるすべての大人が、さまざまな場であらゆる機会を捉えて、他者への思いやりについて語り、いじめが根絶されるよう具体的な取組を展開してきました。

県民運動5年目となる平成23年度は、これまで各青少年育成団体を中心にした「それぞれの立場でできること」を発展させ、行政・地域・学校・園・関係団体等がより連携して子どもを見守り育てることを目指し、「組織を生かして」「子ども達も巻き込んで」「共通の取組(あったかい言葉がけ運動・リボン運動)」を実践する新県民運動に転換してきています。

実践事例 ～ 「 地区小中高生徒指導連携強化委員会 」 の取組 ～

活動の趣旨

地区においては、昭和 53 年から青少年の健全育成を目的に地域ぐるみの取組を展開してきた「 地区小中高生徒指導連携強化委員会 」がこの県民運動の主体者となり、「あったかい言葉がけ運動」を通していじめの根絶に取り組んでいる。平成 22 年度より、漸増する不登校も地域ぐるみで解決すべき今日的な課題であるとの確認のもと、いじめや不登校も根っこは同じところにあると考え、「子どもの居場所づくり」を中心に据えている。つまり、幼少より身近に心の拠り所があれば、あるいは後ろ髪惹かれる存在があれば、その未然防止が図れるのではないかと、また、様々な出会いや体験を通して、子どもたちは周囲との適切な距離感を体得できるのではないかと、ということである。全ての子どもたちの「いつでも・どこでも・だれからも見守られているという安心感」こそが、いじめや不登校を未然に防ぐことになると考えた。そこで、

「子ども見守り活動」...子どもに声をかけ合いながら登下校の安全・安心を見守る。

「ネット社会の危険度認知活動」...ネット社会の危険を大人がきちんと指摘し、いつでも思いやりのある言葉をかけ合う。

「子どもの居場所づくり活動」...さみしい思いをしている子どもや親が安心して生活できるよう周囲が声をかけ合う。

この3つの共通実践行動を推進していく手段としての「あったかい言葉がけ運動」を展開している。

平成 22 年度活動実績

回	テーマ・内容	参加者
5/18	いじめ・不登校等実態の共通理解と未然防止のための取組の確認 ・平成21年度 管内の生徒指導概況と本会の実践課題 ・漸増する不登校の理解と共通実践行動の共通理解 ・各団体等や地域での取組についての意見交流	・市村教委教育長、学校教育課長 ・関係機関(3市警察生安課長、子相所長・福祉司、適応センター、他)
10/7	児童生徒が主体的に生活を見直し、向上を目指す活動の実践交流 ・A高校の授業参観と会場校及び育友会による実践発表 ・各市村・各団体の共通実践行動の取組状況の紹介 ・各団体等や地域での取組についての意見交流	・学校関係(小、中、高、幼、保) ・社会教育関係団体(スポ少、BS・GS、子供会、他)
2/15	あったかいまなざしに満ちた学校・家庭・地域社会づくり ～ 共通実践行動推進の成果と今後の方向～ ・B小学校、C市子ども会育成協議会の取組発表 ・「あったかい言葉がけ運動」の最終選考と発表 ・本年度の取組の成果と次年度の方向の意見交流	・青少年育成関係団体(社教、青育、福祉協、公民館、町連、人権擁護、他) ・PTA関係、他

実践事例 ～「あったかい言葉がけ運動」の取組～

応募作品例

夏、田舎に帰ったときおばあちゃんが、「お帰りなさい」と言ってくれました。年に一度しか帰れないけど、わたしの帰る場所はちゃんとここにあるんだと、心があったかくなりうれしかったです。

高校定時制 生徒

学校から帰る途中、地域の人が「おかえり」と声をかけてくれる。

僕は、家に帰ったときみたいに、笑顔で、「ただいま」と返す。

高校1年生 生徒

弟が、私がいないときになんかもらったりすると、いつも言うそうです。

「お姉ちゃんの分、ちゃんとある？」

中学校1年生 生徒

てつぼうができないとき、ともだちがお手本を見せてくれて、できるまでずっと「がんばれ」と言いつづけてくれた。ちょっぴりうまくなれたよ。うれしかったな。

小学校2年生 児童

私の作るシャレた物など何もない夕食に、2人の孫はいつもこう言ってくれます。「ばあばのごはん最高やね。百歳まで作ってよ」

私はその言葉がとてもうれしくて「ありがとう、ばあば、がんばってみるわ」と答えます。

小学校 祖母

